

調査表作成における注意事項（市町村分）

【調査表】

<全体的事項>

- エラーコメントを入力する際には、そのエラーがOKエラーであっても、単純に「OKエラー」と入力するのではなく、そのエラーとなった原因がわかるように入力してください。
- 各施設の専任職員数については、作成要領3頁を参照し適切な数値を計上してください。なお、指定管理者制度を導入している施設の職員についても、条件を満たしていれば、専任職員として計上してください。

<01表 国勢調査人口等> 作成要領:4頁

- 「国勢調査人口【01行02列】」については、国勢調査年月日以降に境界変更等が行われたことにより、人口が移動する場合は、地方自治法施行令第177条第1項の規定によって都道府県知事が告示した人口を計上してください。
- 平成25年度から「住民基本台帳人口」【01行10列】の基準日は令和(n+1)年1月1日に変更になっていますので注意してください。
- 住民基本台帳登載人口【01行10列】については、令和7年1月15日付総務省自治行政局住民制度課事務連絡「住民基本台帳関係年報について(依頼)」に対して回答した令和7年1月1日現在の人口を入力することとして下さい。
(※誤った計上が多い欄になりますので注意願います。)

<02表 道路・橋りょう> 作成要領:5頁

- 道路法第17条第1項の規定により指定都市が管理している道府県道については、政令指定都市が都道府県調査表を作成し、提出期限までに提出(郵送及び地方財政決算情報管理システムにてアップロード)してください。
- よって、上記道府県道については、所在道府県分の提出からは除いてください。
- なお、所在道府県には、所在道府県市町村担当課が別途定める期限までに調査表等を提出してください。

<09表 下水道等>作成要領:8頁

- この調査表の人口については、調査年度末日現在における住民基本台帳登載人口の内数を調査するものです。他表においても作成要領等を参照し、ダブルカウント等が発生しないようにしてください。

<20表 公有財産、基金>作成要領:17頁

- 「令和5年度末現在高」+「令和6年度中増減高」=「令和6年度末現在高」となります。
- 「令和5年度末現在高」の欄には、前年度に報告している数値をそのまま計上することになります。
(※誤った計上が多い欄になりますので注意願います。)

<21表 老人福祉施設>作成要領:13頁

- 平成25年度から「(3)65歳以上の人団」の基準日が「令和(n+1)年1月1日」に変更になっていますので注意してください。